

民主化移行期の韓国農協

——地方自治の担い手としての考察——

梶谷早知

(日本貿易振興機構)

1. はじめに——民主化移行期の韓国政治と「古い団体」への注目

1987年の民主化宣言から今日の盧武鉉政権にいたるまで、現代韓国政治はダイナミックな変化を遂げてきた。本稿は、この韓国政治を利益団体、特にこれまであまり注目されてこなかった「古い団体」の1つである農業協同組合に着目して考察するものである。

権威主義体制期の韓国では、利益団体の多くは国民統制のための「御用団体」としての性格が強く、統制からの自由を求める利益団体は厳しく規制され、その活動は著しく萎縮した⁽¹⁾。しかし、民主化宣言以降は「新しい団体」が爆発的な勢いで設立され、逆に権威主義体制期に国家主導で組織された利益団体(=「古い団体」)は、その相当数が消滅した⁽²⁾。政治体制が権威主義から民主主義へと劇的に変化した民主化移行期⁽³⁾(1980年代末~1990年代前半)に、利益団体の活動状況にも大きな転換が訪れたのである。

民主化移行期の利益団体に対する評価は、「古い団体」の消滅や組織改編、「新しい団体」の噴出といった現象を「民主化の成果」として肯定的にみるものから、「古い団体」の存続(「古い団体」は絶対数では激減したが、団体数全体の中では依然として6割弱を占めていた(1997年の首都圏での調査⁽⁴⁾))や権威主義的な制度、社会的意識の残存に着目して、これを「権威主義体制の残滓」として問題視するものまで幅がある⁽⁵⁾。また、個々の事例研究では「新しい団体」に注目したものが多く⁽⁶⁾、「古い団体」の存在に積極的意義を見出したものはほとんど見当たらない。

これに対し本稿は、「古い団体」への注目こそ、民主化宣言以降の韓国の政治変動を読み解くのに

不可欠の作業である、との考えに立つ。これは、民主化移行期の韓国政治における「古い団体」の数量的な比重が大きいためだけでなく、「古い団体」の変貌に光を当てることによって、政治体制の変動にともなう社会変動のダイナミズムが、より鮮明に浮き彫りにされると期待できるためである。民主化宣言から一定の年月が流れ、今や民主主義が自明の価値として社会に広く浸透している現代韓国において、多くの「古い団体」が存続し、批判を受けながらも社会の一部として定着しているという事実を、単に「旧体制の残滓」としてのみ断じてしまつてよいのだろうか。

本稿では、韓国農協に着目することにより、「古い団体」の中には「残るべくして残った団体」が存在し、少なくとも民主化移行期においては一定の役割を果たした、という見方を提示する。朴正熙政権によって1961年に設立された農協は、中央会および各地域の農協の役員が政府によって任命され⁽⁷⁾、事業計画や予算編成について政府の事前承認を受けなければならないなど、政権の「御用団体」としての性格が強い組織であり、農民は事実上強制的に加入させられていた⁽⁸⁾。しかし、民主化宣言を経て、農協が果たす役割とそれへの評価は大きく変わっていく。

本稿では、農協の役員および職員(以下「役職員」とする)の地方議會議員との兼職を認めるかどうか、つまり農協の役職員を「公務員、官吏」とみなすべきか「民間人」とみなすべきかが問われた地方自治法の改正論議を材料に、民主化移行期の韓国において、「地方自治の担い手」としての農協の資質がどう捉えられていたのかを把握する。

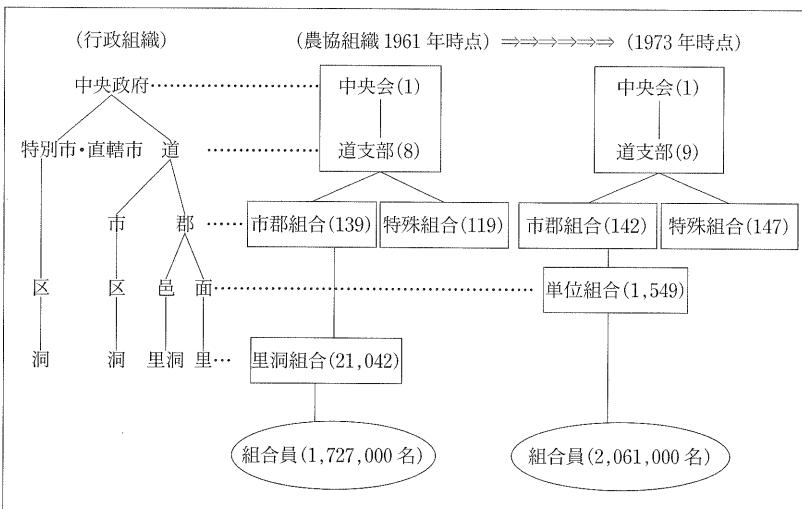
同法の改正過程には当時の農協に対する評価が如実に表れており、しかもそれは民主化移行期を

図表1 リソースと方向性による団体分類

		リソース規模	
		大きい	小さい
方向性	構成員の利益代弁	大規模で自律的な団体	小規模で自律的な団体
	上意下達に傾斜	大規模で非自律的な団体	小規模で非自律的な団体

出所：筆者が作成。

図表2 農協の組織図（1961、1973年時点）



出所：農協中央会『農協五年史』（1966年）、同『農協年鑑』（1962年、1974年）を参照して、筆者が作成。
注：カッコ内の数字は事務所数。

経て変化した。本稿の考察によって、民主化移行期における「古い団体」の変貌ぶりが、当時の政治状況と結びついた形で浮かび上がってくるだろう⁽⁹⁾。

2. 利益団体としての農協

（1）類型化の手法と指標

農協の利益団体としての有効性を分析する際の手法について、本稿では「リソース（政治的リソース、経済的リソース）」と「方向性」を指標とする（図表1）。農協の団体リソースは從来からかなりの規模を持っており、民主化後はさらに拡大した。政治的リソース規模は、農協と密接な関係を持つ人物の国会および政府委員会への参加の程度や⁽¹⁰⁾、行政機構に準じた全国的なネットワークの有無（図表2）、民主化後の「准組合員⁽¹¹⁾」を含めた組合員数（図表3）などの基準

によって測定される。また経済的リソースは農業制度の浸透度や事業規模が測定基準となる。農業資材の供給や農産物の流通網などの制度は1970年代に農協を通じて本格的に展開されるようになり⁽¹²⁾、農協事業は民主化後、農協法改正で事業運営の自由度が増したのを契機に多様化し規模も急拡大した（図表4-1、4-2）。

方向性については、農協が国家に対する自律性を保ち、国家方針が組合員の利益実現にそぐわないと判断される状況において、国家に迎合することなく強い抗議姿勢を示すと確認できる場合には、構成員の利益実現のために有効な方向性を持っていると判断する（自律的な方向性：組合員の要

望→農協→国家）。逆に、農協が国家方針を組合員に伝達、もしくは宣伝する上意下達機関として機能していると認められる場合には、農協の方向性は構成員の利益実現のために有効とはいえない（非自律的な方向性：国家方針→農協→組合員）⁽¹³⁾。

リソースと方向性の関係については、仮に農協が「古い」リソースを維持しているとしても、その目指す方向が「新しい」もの、自律的なものに転換されれば、団体全体が「新しい」性格を帯びることも可能となる。

（2）権威主義体制期～民主化移行期の農協

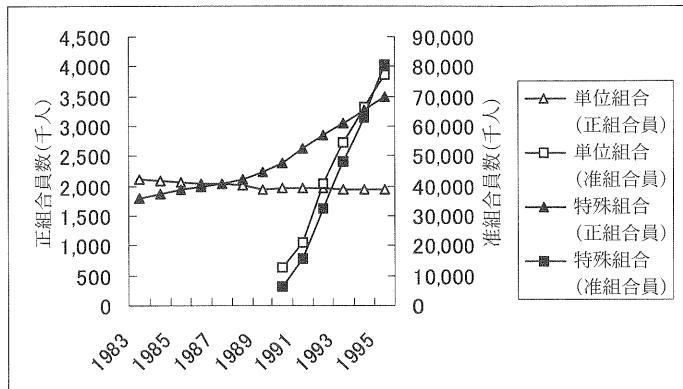
権威主義体制期の農村の経済的、政治的状況全般についていえば、工業化が優先されて国民総生産が飛躍的に増大した一方で農業部門は軽視され、農工間の所得には大きな格差が生じた。1980年代になると農産物の市場開放が本格化し、国際競

争力の弱い韓国農業はさらなる困難に直面することになった⁽¹⁴⁾。政治面では、国家による農業制度の整備が進むにつれて、農村住民は「与村野都」と呼ばれる親与党的な投票行動をみせるようになっていった⁽¹⁵⁾。ただ、これは与党の政治的理念や政策への共感による「積極的な支持」というよりは、政府に反抗することで経済的不利益を被るのを避けようとする選択の結果に過ぎないという点で、あくまで「消極的な支持」という側面を持っていた⁽¹⁶⁾。

これに対し民主化宣言後の農協は、「新しい」農民団体が活動を活発化させる中で⁽¹⁷⁾「民主的な農民団体」としての正当性を確保する必要に迫られた。権威主義体制期のような抑圧や強制はもちろん不可能となった。農産物の市場開放および金融自由化とともに農協事業の独占的な地位は低下し⁽¹⁸⁾、農村から「消極的な支持」を調達することも困難になった。ここに、農協が国家の代弁者ではなく、組合員や地域住民のための利益団体であることを訴えて「積極的な支持」を獲得する必要が生じた。

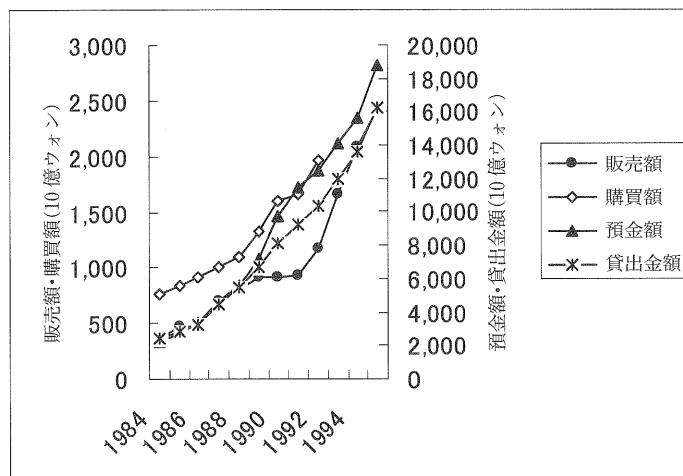
1988年12月の農協法改正では、執行体制の民主化、国の監督権限の縮小、事業拡大などが実現したが、法制面の改革に加え農協自身の民主的改革も活発化した。「御用団体」から「民主農協⁽¹⁹⁾」への変貌ぶりを組合員や一般の国民に対して最も鮮明な形でみせつけたのは、農産物の市場開放への反対運動であろう。農協は、国会および政府への建議、国会や政府主催の協議会への参加、海外の関係団体への働きかけなど、従来からの政治的リソースを駆使した「直接行動」とともに、大規模な集会や署名活動、メディアを通して広報などの「間接行動」にも注力し

図表3 農協の組合員数の推移



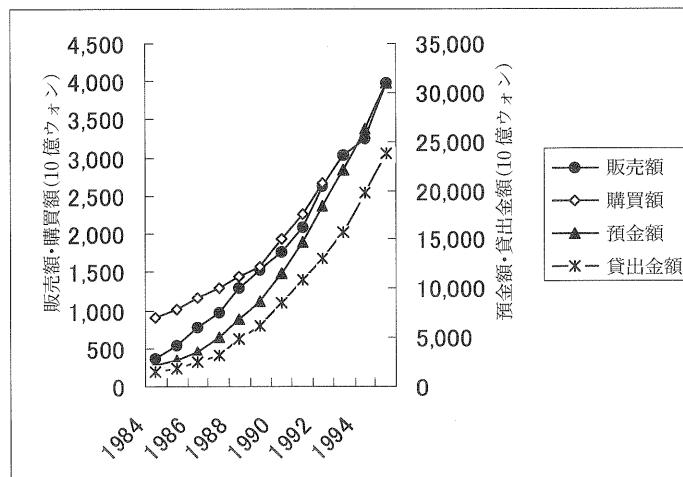
出所：農協中央会『農協年鑑』の各年版を参照し、筆者が作成。

図表4-1 中央会の主要事業規模の推移



出所：農協中央会『農協年鑑』の各年版を参照し、筆者が作成。

図表4-2 単位組合の主要事業規模の推移



出所：農協中央会『農協年鑑』の各年版を参照し、筆者が作成。

た⁽²⁰⁾。

この一連の運動において留意すべきは、民主化前までは事実上の「官吏」で、国家政策の遂行と農民統制が主な任務だった農協職員が、民主化後は集会や署名活動による反対運動をむしろ主導したことである。そして、そうした農協主催の運動に、組合員のみならず一般国民が積極的に参加したことにも注目に値する。

農協法の改正にともない1989年に集中的に実施された農協の組合長選挙では、選挙管理上の混乱や地域住民同士の対立が懸念されていた。しかし実際には混乱はほとんど起きず、しかも投票率は実に90%を超えた(1989年12月末時点)⁽²¹⁾。

この高い投票率が「上からの」強制によるものか「下からの」積極姿勢の表れかは、議論を要する。また韓国の選挙の投票率については、農村部に比べて都市部で低い「都低村高」傾向が従来から続いており⁽²²⁾、組合長選挙の投票率の高さは特に強調すべきことではないかもしれない。しかし、民主化宣言以降の社会全般の民主化機運の中で、組合員の農協職員に対する姿勢が従来ほど従順ではなくなってきていたこと⁽²³⁾を勘案すると、強制動員が大々的に行われたとは考えにくい。さらに、同時期に実施された他の選挙をみても、1988年の国会議員選挙では農村部80.9%、都市部72.1%と、「都低村高」の傾向は現れているものの組合長選挙の90%には及ばない⁽²⁴⁾。

したがって、この高い投票率は、かねてから役員選出制度の民主化を求めていた組合員が、ようやく実現された直接選挙に自発的に参加したためにもたらされたという側面が相当大きかったとみてよい。30年近く地方選挙が実施されなかった韓国において、全国約1,500もの組合の選挙を短期間のうちに実施するということは、やはりそれなりの困難をともなうものであったと推察される。そのような条件の下で直選方式の選挙管理に取り組み⁽²⁵⁾、とりあえず大きな混乱なしに「民主農協の第一歩」をスムーズに踏み出してみせることで、農協は、農民団体としての正当性確保のみならず、自らに民主化時代の地方自治を牽引するだけの力量が備わっているのだという主張の説得力を増そうとしたのだった⁽²⁶⁾。

このように、民主化宣言を画期として「新しい団体」が噴出する中、「古い団体」である農協自身の活動も国家に対する自律性を高めた⁽²⁷⁾。むしろ農協が「古い団体」としての過去を持っていたからこそ、そのダイナミックな変貌ぶりが持つ意味は大きかった。では次に、その農協の活動に対する認識の変化を探ることにする。

3. 農協と地方自治

(1) 地方自治の再開と課題

韓国では、1961年に地方自治制が停止されて国家による直接支配が行われてきたが、民主化宣言を経た1988年に地方自治法が全文改正され、1991年には地方自治制復活後の初めての地方選挙が実施された。しかし、民主化移行期の韓国農村は、地方自治の復活にあたって大きな課題を抱えていた。その課題とは、①「地方自治の担い手」が不在だったことと、②住民が地方自治に「不慣れ」だったことである。

韓国では、1960~70年代に中央政府への権力の一極集中が進み、農村でも経済制度の浸透によって与党支持が拡大した。地方では旧来の地主勢力が衰退し、代わりに農協の役職員、地方公務員、セマウル指導者などの政権に近い人物が農村の主要ポストを独占した⁽²⁸⁾。他方、国民は国家による直接支配に服し⁽²⁹⁾、地域住民としての自治意識が育つ余地はほとんどなかった⁽³⁰⁾。

ここで、「民主化時代の地方自治の担い手」として農協に関心が集まるようになった。「御用団体」として権威主義政権を長らく支えてきた農協だったが、他方で、農村社会に広くかつ深く浸透し、各地域の固有の実情をよく知る存在でもあることから、地域の民意を地方政治に反映させる役割が期待されたのである。

また、まさに地方自治制復活の論議の最中に組合長の直接選挙を実施し、民主的な選挙を先取りしていたことも、農協への注目度を高めた。農協側も、経済的弱者である農民の声を地方行政に反映させるためとして、地方自治関与に強い意欲を見せた⁽³¹⁾。

ところが、ここで農協に大きな壁が立ちふさが

った。それは、農協の役職員を「公務員に準ずる立場にある」とみなして地方議会議員の兼職を禁じる規定が地方自治法に盛り込まれたことである。農協の役職員は、権威主義体制期に「官吏」としての性格を非常に強く持っていた。したがって、新時代の地方政治を担うには、団体としての方向性が民主的なものに転換され、それが有権者にも十分に認識される必要があった。この方向性と認識の変貌ぶりを明らかにするため、以下では地方自治法改正をめぐる論議を追う。

(2) 地方自治法の改正過程

地方自治法は1947年に最初に制定されて以来、数度の改正を経てきているが、本稿では特定の職種に対する地方議会議員の兼職禁止規定のみに注目する(図表5)。

1988年4月の改正

1960年1月改正の地方自治法では、兼職禁止対象は「国家または地方自治団体および公共団体の有給職員」とされ、「公共団体」の範囲は具体的には示されていなかった。だが、翌年9月以降は地方自治制自体が停止されたため、この規定の曖昧さの問題は権威主義体制期には放置されていた。

全斗煥政権は、政権末期の1986年10月から地方自治制の復活を検討し始めたが、当初は兼職禁止規定の明確化は論議の対象となっていなかった⁽³²⁾。同規定が初めて議題に上ったのは、1988年1月から3月にかけて全7回開催された「地方自治関係法案審査小委員会(以下「法案審査小委」と略す)」である⁽³³⁾。同小委では、政府案、金孝榮議員⁽³⁴⁾案、野党3党案が検討されたが、ここで兼職禁止規定について「公共団体の有給職員」の範囲を「農協、水協、畜協の役職員」と明示する委員会代案が作成された。これは、野党3党案が反映されたものとみられる⁽³⁵⁾。

図表5 地方自治法の兼職禁止規定(農協などの役職員に関わる部分)の変遷

改正年	該当する法令文
1960年1月1日 一部改正	第18条:地方議会議員は、国家または地方自治団体および公共団体の有給職員を兼職できない。
1988年4月6日 全文改正	第33条第1項第6号:地方議会議員は、農協・水協・畜協の役職員を兼ねることができない。
1989年12月30日 一部改正	第33条第1項第6号:地方議会議員は、農協・水協・畜協・農地改良組合・山林組合・葉煙草生産共同組合・人参協同組合の役職員を兼ねることができない。
1990年12月31日 一部改正	第33条第1項第6号:地方議会議員は、農協・水協・畜協・農地改良組合・山林組合・葉煙草生産共同組合・人参協同組合の組合長とその常勤役職員を兼ねることができない。
1991年5月6日 一部改正	第33条第1項第6号:地方議会議員は、農協・水協・畜協・農地改良組合・山林組合・葉煙草生産協同組合・人参協同組合の常勤の役職員を兼ねることができない。 「改正理由」:農協・水協・畜協・山林組合・葉煙草生産協同組合・人参協同組合の組合長は削除する。

出所:法制処HP(<http://www.moleg.go.kr/>)を参照し、筆者が作成。

注:「葉煙草生産組合」は、1989年4月からは「葉煙草生産協同組合」と改称。

法案審査小委による委員会代案は、その後の審議でも特に論議の対象となることなく、全文改正された地方自治法として1988年4月から施行された⁽³⁶⁾。

1989年12月の改正

農協側はこの規定に激しく反発し、役職員の地方議会進出を目指して活発な農政活動を行った⁽³⁷⁾。しかし、論議はむしろ兼職禁止対象を拡大する方向で進んだ。

1989年2月の内務委では、共和党案、民主党案、平民政案の3案が検討された⁽³⁸⁾。このうち共和党案の兼職禁止規定は不明だが、平民政案では、農協などの役職員は兼職禁止対象に含まれていない。他方、民主党は「農協、水協、畜協」に「山林組合、農地改良組合、葉煙草生産組合、人参(高麗人参)協同組合の役職員」を追加することを提案した。この3案は法案審査小委に回付されたが、ここで、それまで別個の改正案を提出していた野党3党的議員163名全員が共同で修正案を提出したため、同小委では計4案が審議されることになった⁽³⁹⁾。その結果、民主党案の兼職禁止規定をそのまま反映した野党3党的修正案が可決され、3月の内務委も通過した⁽⁴⁰⁾。

しかし、修正案の規定をめぐっては与野党間で相当の意見の隔たりがあり、同年12月の法制司法委では激しい論議が交わされた。与党側は、農

協などの役職員の参政権の保障を求め、地方議員としての任務遂行に支障がない範囲内においては、他の職業との兼職を認めるべきであると主張した。これに対して野党側は、農協などは公共性が高く、事実上の公務員である農協役職員の兼職は三権分立の原則にふれる、地方議會議員がその任務に専念できるようにする必要がある、農協などは政治的支持基盤があまりに強固なため、それ以外の人々の議会進出が妨げられるおそれがあるなどとし、むしろ兼職禁止対象に農地改良組合などを追加して「公共団体」の範囲を拡大すべきだと主張した⁽⁴¹⁾。この結果、同規定は野党案通りに改正される運びとなった⁽⁴²⁾。

1990年12月の改正

ところが、こうした野党優位の情勢は1990年に入って大きく転換する。その契機となったのは、同年1月に巨大与党の民主自由党（民自党。民正党、共和党、民主党の一部が合流）が誕生したことと、2月に農協などの7組合の2,012名が、国会と憲法裁判所に対し、兼職禁止規定の廃止を求める請願書および訴願書を提出したことだった。

請願書の中で農協側は、農協などは組合員が出資する自助組織であること、組合長の直接選挙を実施し民主的な運営を行っていること、農協などの職員の議員兼職は諸外国では認められていること、医療保険組合、信用協同組合、商工会議所、中小企業協同組合などには兼職が許容されており、これらの団体と農協などの相互均衡を図る必要があること、を主張の根拠として挙げ、農協などの組合こそが経済的弱者の意思を代弁できると訴えた⁽⁴³⁾。

請願を受け内務委は、農協側の主張の正当性を認めつつも審議を慎重に進めた。同委では、民自党の議員らから改正案が新たに提出された。これは、「農協などの役職員」となっている現行の規定を「農協などの常勤役職員」とすること、つまり「非常勤の役職員」を対象から除外することを盛り込んだもので、総議席299議席の3分の2以上を占める216名の議員による提案であった。これは、法案審査小委、内務委、法制司法委、本会議に回付されてなおも慎重に検討され、1990年12月によく議決された⁽⁴⁴⁾。

農協が国会の場で自説を述べる機会を得、農協の実情が国会の場で明らかにされたことにより、農協などは「『公共団体』である」という野党側の主張の正当性は弱められた。だが、この時点では兼職可能な範囲の拡大は「非常勤の役職員」までであり、「組合長」がこれに含まれるまでにはさらなる過程を要した。

憲法裁判所の違憲決定(1991年3月)と1991年5月の改正

農協は国会請願と並行して、農協など7組合の組合長、理事、監事、計21名の名義で憲法裁判所に違憲訴願を行っていた⁽⁴⁵⁾。

裁判所は、訴願を受理した翌年の1991年3月11日に「農地改良組合を除く6組合の組合長」の兼職禁止規定に対して違憲決定を下した。この決定にいたるまで裁判所は、国会審議の中でも論点となってきた「三権分立」「参政権の保障」「議員としての公正な任務遂行」「他団体との公平性」などについて、改めて総合的な審議を行った。それぞれの論点に対して、農協や法務部および内務部長官などの当事者および9名の憲法裁判所裁判官の見解が出されたが、最終的な決定までに1年近くを要したことをみれば、それらを総合して結論を出すことが容易ではなかったことが窺える⁽⁴⁶⁾。

これは、農協を初めとした7組合に対する当時の評価そのものが揺れていたことを反映したものといえよう。さらに、こうした審議の末に違憲決定が導き出されたという事実は、農協などに対する認識が「官製団体」から「民間団体」へと大きく転換し、それが公式的に明示されたという点で重要な意味を持つ。

複数の論点の中でも焦点となったのは、「三権分立」と「参政権の保障」という民主主義の根幹に関わる原則だった。憲法裁判所は最終的に、「参政権の保障」を最大限に擁護することを大前提とし、公務員の場合は唯一その基本権が制限されるが、その制限の範囲は最小限にすべきだとの基本姿勢を示した⁽⁴⁷⁾。

その上で、農協などは「公共団体」なのか「民間団体」なのかについての審議が行われ、農地改良組合以外の6組合は、事業内容および権限の強さにおいて「民間団体」により近いと判断され

た⁽⁴⁸⁾。また、「公正な任務遂行」「他団体との公平性」の観点についても、農協などの組合長は法制面および給与面において非常勤職員と認められるため、地方議員としての任務遂行に支障はなく、また中小企業協同組合やセマウル金庫などと比べて公共性が特に高いとはいえない結論付けられた。

こうして、地方自治法は違憲決定をそのまま反映させる形で改正され、1991年5月から施行された⁽⁴⁹⁾。

4. 地方自治法改正とその背景

(1) 与野党の状況認識の矛盾

では次に、一連の改正論議の背景を探っていく。全体を通じて、与党は農協などの組合の役職員の兼職許容を、野党はこの禁止を訴えた。論議の流れを大まかにみると、前半は野党側の主張が優勢だったものの、次第に与党に妥協していくという傾向が読みとれる。当初野党が優勢だった理由としては、まず単純に、野党議席のシェアが高く与党主導の国会運営が難しかったことが挙げられるだろう。

第12代国会（1985～88年）では、民政党議席148に対して新韓民主党（新民党）の議席は102で、与党は、民主化を求める野党を数の力で押さえることが難しい状況に直面していた。その後の政党再編で新民党は平民党と民主党に分裂し、続く第13代国会（1988～92年）では、民政党は少数与党に転落した（1988年4月26日の国会議員選挙での獲得議席数は、民政125、平民70、民主59、共和35）。第13代国会初期の地方自治法の改正論議において、兼職禁止対象の拡大という野党側の主張が優勢だったのは、少数与党の現実が反映されたためといえる。逆に論議の後半部では、巨大与党に成長した民自党が主導権を握った。

ここで、与野党の主張の違いの背景については、2通りの解釈が可能であろう。1つ目は、状況認識の単純な差が主張の違いをもたらしたとする解釈である。一般に政党は、特定の状況認識に基づいてある主張を掲げ、その正当性を争う（「正当性の論理」）。改正論議の中で、野党は「三権分立

の確立」を、与党は「参政権の保障」を優先すべきだと主張し、そのうえで野党は農協などの役職員の兼職禁止を、与党は許容を訴えた。つまり、農協などの現状について、野党は「非民主的、非自律的な組織であり、中央政府や地方自治団体などに準ずる『公共団体』である」とみなして被選挙権の制限は妥当であると訴えた一方、与党は「民主化、自律化に向かっており、すでに『民間団体』とみなして問題ない」と捉えて地方議員との兼職を認めた、と解釈できる。

しかし、この説明には限界がある。まず与党の主張は、農協法の改正過程での与党の主張を重ね合わせることでその矛盾が露呈する。与党は、1988年4月からの地方自治法改正の論議で「農協などは民主化、自律化された『民間団体』である」としている一方で、同年秋から本格化した農協法の改正論議においては「農協の『公的性格』を考慮して、漸進的に民主化していくべきだ」と主張していたのである⁽⁵⁰⁾。

他方、野党側は（当初は民主党のみが農協などを「公共団体」に含めることを主張。1989年2月末からは民主、平民、共和の3党がともに「公共団体」の範囲の拡大を主張。）農協などの役職員の参政権を制限しながら、第2次、第3次産業の団体職員については兼職禁止対象に含めていない。これらのうち特に商工会議所（1953年設立）と中小企業協同組合（1962年設立）は、権威主義体制期に国民統制の一翼を担った主要な官製団体である⁽⁵¹⁾。野党は事業面および設立面において、商工会議所などは農協ほど「公共性」が高くないとしているが、両者の間に差を設ける合理的な根拠が示されたとはいいがたく、こうした「状況認識」は建前に過ぎないと考えるのが妥当だろう。

以上のように、与野党の主張は共に矛盾を抱えている。両者の主張の真の意味を理解するには、正当性争いのための建前的な主張の裏にある2つの論理、すなわち「得票の論理」にも注目しなければならない。

(2) 「得票の論理」——「与村野都」の残存 「正当性の論理」が状況認識の差から主張の違い

を説明する論理であるのに対し、「得票の論理」は、選挙においてできるだけ多くの票を獲得するための思惑からその政党の主張を説明する論理である。

まず野党の「得票の論理」だが、野党が農協などの役職員の議会進出を阻止し、他の候補者の当選を促そうとした背景には、彼らが立候補した場合の支持基盤の固さと、彼らの親与党的傾向への懸念があったとみられる。

野党3党は、1989年2月までは別々に地方自治法の改正案を提出しており、このうち農協などの役職員の兼職禁止規定を盛り込むのに積極的だったのは民主党のみだった。しかし、親与党候補の議会進出を阻止するという点で3党的利害が一致したため、共同戦略が取られることになったのである。これは、同年2～3月の法案審査小委で野党3党が合同で改正法修正案を提出したこと、これを契機に与党対野党という構図が固まつていったという論議の流れから明らかである。

上述した野党の懸念は、当時の農村の政治状況を反映している。第1に、農村の親与党的傾向について野党が懸念するに足る状況があった。民主化後の国政選挙では「地域主義」の影響が濃厚になり「与村野都」は相対的に影を潜めたが、1990年代半ばまでは「与村野都」の影響力も完全には消滅していなかった⁽⁵²⁾。韓国農村において新与党的傾向を浸透させるのに主要な役割を果たした農協に対し、野党が役職員の議会進出を妨げたいという思惑を抱くのは、自然なことだったといえよう。

第2に、農協などの役職員が地方議員に立候補した場合、その当選確率は極めて高いことが予想された。地方自治制が長期にわたって停止された韓国では、地方有力者は国家との関係の深い人物が主となっており、農協などの役職員もその重要な一部だった。

また、1989年4月から改正農協法が施行され、農民以外の住民が農協に加入できるようになっていたことにも注意を要する。これにより、地方社会における農協の役職員の知名度が従来よりも高まり、地方選挙に有利になることが予想されていたはずだからである。さらに民主化移行期は農産

物の市場開放に対する世論の関心が大変高かった時期であり、農協などの役職員に対し、組合員のみならず一般住民の票が多く集まったとしても不思議はない状況だった。

こうした農村の状況から、野党3党は結束して農協などの役職員の議会進出阻止にあたった。野党が第2次、第3次産業従事者の団体を兼職禁止対象に含めなかったのも、これらの団体の「公共性」が農協などよりも低いという「状況認識」以上に、野党の支持基盤となっていた都市居住者、すなわち第2次、第3次産業従事者を主とした層の地方議会での勢力伸張を目論んだものだったと推察される。

逆に、都市部での支持基盤が弱かった与党にとって、農協などの役職員は、地方議会で親与党勢力を拡大するための重要なカギを握る存在だった。与党が彼らの地方議員兼職の許容を唱え続けたのは、そのためだったのである。

(3) 「得票の論理」——「ねじれ」の構図

地方自治法の改正過程を追う中で、もう1つの興味深い事実が明らかになった。民政党が、農協などの役職員の参政権を保障するためとして議員兼職を許容すべきだとしたのに対し、野党側は「三権分立」の原則を標榜しながら、極めて消極的な態度を示した。権威主義政権の流れを汲み、民主的改革に対して相対的に抑制的だったと予想される民政党が、同規定の改正に対してはむしろ積極的で、逆に、従来から民主化運動の中心的な役割を果たしてきた野党の方が消極的な態度をみせたのである。野党3党は1989年の改正論議から共同歩調を取っているが、この政党体制の「ねじれ」傾向は、特に民主党において顕著である。

平民党にとっては、農協などの役職員の兼職禁止規定は、あまり大きな利害関係を含んでいなかったと思われる。同党の崔洛道議員⁽⁵³⁾は、1988年2月の内務委では農協などを兼職禁止対象に含めない改正案を提出していたが、2～3月の法案審査小委では、民主党、共和党とともに、兼職禁止対象を農地改良組合などにも拡大する修正案を提出した。そして1991年5月の内務委では再び主張を変え、組合長の議員兼職を許容する提案を

代表者として行っている。

民主党が慶尚道で民正党と票を奪い合っていたのに対し、平民政は全羅道で安定的に得票しており、後者は相対的に余裕のある立場にいた。崔議員がいったん兼職を認める主張を行ったのは、同じ野党としての民主党に対する「義理立て」の意味合いが強く、同規定に対するこだわりは民主党ほど強いものではなかったとみることができよう。

また、共和党については、もともと権威主義政権の流れを汲む政党であるため、同党が参政権の保障に消極的な主張を行ったことは、それほど奇異とは思われない。

民主化後の「地域主義」は、各党が自らに有利な状況を作り出すために、あえてこれを煽った面があると指摘されている⁽⁵⁴⁾。しかし、民主党は「地域主義」の助長だけでは民正党に勝利するのが困難だったため、1989年までは「三権分立」を建前としながら、国民の参政権を制限するという「反民主的」な主張を行ってでも農協などの地方議会進出を阻止しようとした。とはいっても、農協への評価が「官製団体」から「民間団体」へと変わるためにこの試みには限界が生じ、その後の民主党は、民正党と得票を争うよりもむしろ協力して政権獲得を目指すを選択し、これが1990年1月の民自党結成へつながっていった。合党によって民正党と票を争う必要がなくなるのと同時に民主党の主張が兼職の容認へと翻されたことは、こうした読みを裏付けるものであろう⁽⁵⁵⁾。

以上のように、兼職禁止規定に対する与野党の姿勢の違いは、「得票の論理」を加えることでその説明の精度を上げることができる。

しかし、こうした説明だけでは、実は不十分である。なぜなら、与党の圧倒的優位が明らかになっていた1990年2月末に農協などが憲法裁判所に違憲訴願を行い、そのことによって論議の流れが大きく変わっているためである。1月の民自党の結成で、国会請願のみでも十分勝利が予想できたのにもかかわらず、農協があえて憲法裁判所に訴えたのは、「農協は民主的団体である」であるという「お墨付き」を得ようとしたためであろう。

先にみたように、特に論議の前半部における

「正当性の論理」は、「得票の論理」をカモフラージュするために都合よく用いられた感が強く、各党は農協の自律性という問題に対し、特定の面のみを強調した状況認識を行った。だが、民自党が誕生した後の論議でも、1990年末の改正では兼職可能な範囲の拡大は「非常勤の役職員」にとどまっており、翌1991年3月の違憲決定を受けてようやく「組合長」まで含まれるようになった、という経緯がある。憲法裁判所での審議は、国会審議に比べると法的整合性に重きが置かれたものであるため、農協などの組合が実質面において民主的に運営されているかどうかを第一に考慮したものでは、必ずしもない。とはいっても、論議に「とどめ」を刺したのは違憲決定という公式見解だったのであり、このことは、分析において「正当性の論理」の比重が無視できないことを意味している。

(4) 「正当性の論理」——農協認識の変化

では、各党の主張の「正当性」に焦点を絞ると、どのような構図がみえてくるだろうか。

論議の前半では「三権分立」を掲げた野党が優勢で、後半では「参政権の保障」を掲げ「議員としての公正な任務遂行」は可能だとした与党が巻き返しに成功している。また、初期においては兼職禁止規定は議題にすらなっていない。つまり、前半期では農協などの組合が「官製団体」であることは「自明」であるとの認識が強く、「『官製団体』か『民間団体』か」などという論議はそもそも必要とされなかったのである。後半期に入ると「農協などは『官製団体』である」との認識は後退し、「参政権の保障」「公正な任務遂行」「他団体との公平性」などの主張の「正当性」の比重が相対的に上がった。

このように複数の主張の力関係が変化した背景には、これらの主張の元となった「状況認識」の受け止められ方に変化があったとみることができよう。

論議の前半期には「農協などは『官製団体』である」との捉え方が優勢だったが、後半期に入るとその説得力は落ちている。すなわち、農協法が改正された後も、1980年代末の時点では「農協

图表 6 韓国農協の団体類型の変遷（リソースと方向性による団体分類）

		リソース規模	
		大きい	小さい
方向性	構成員の利益代弁	大規模で自律的な団体 ③民主化移行期の農協	小規模で自律的な団体 ①1960年代の農協
	上意下達に傾斜	大規模で非自律的な団体 ②1970年代の農協	小規模で非自律的な団体

出所：筆者が作成。

などは『官製団体』であるとの認識が強く、野党の主張に説得力があったものの、1990年代初頭になると逆にその認識は後退していったのである。ここで、「参政権の保障」や「公正な任務遂行」の説得力が後半期に急に増したために「三権分立」が相対的に後退した、とみることには無理がある。憲法裁判所において「参政権の保障」の原則が1990年前後により重視されるようになったという事実はない⁽⁵⁶⁾。また「公正な任務遂行」について、この時期に組合長を常勤職から非常勤職に変更するような法的措置が取られたわけでもなく、議員を兼職する際の業務上の支障への懸念は払拭されていない。

では、農協に対する認識はなぜ変化したのだろうか。これには、この時期に農協自身の活動が国家からの自律性を強める方向に向かい、それが積極的に評価されるようになっていたことが影響していると考えられる。

まず、農民団体としての活動では、農産物の市場開放反対運動に組合員や一般国民は積極的に参加し、農協事業の規模も拡大した。さらに地方自治との関連においても、1989年からの組合長の直接選挙は、組合員に対してはもちろん、一般的な地域住民に対しても民主主義の実現を実感させるものだったに違いない。これは地方選挙の再開より2年も前のことであり、地方レベルでの民主化時代の到来を、地方自治そのものに「不慣れ」だった国民に真っ先に伝える意味を持っていた。農協は、地方自治の再開にあたっての課題の1つ、すなわち地域住民の「不慣れさ」を解消するための実績を、すでに積んでいたのである。

さらに、もう1つの課題である「地方自治の担い手不在」についても、農協にはこの克服への期待がかけられていた。一部の裁判官からは、これ

らの組合の組合長の支持基盤があまりに強固であることから、地方議会が特定の職能代表者で占められ、地域代表性が保障できなくなるという懸念も示されはした。しかし「多数意見」はむしろ、「地方議会への門戸開放により農協などの組合長が地域の職能代表としての機能と役割を果たすことが期待でき、それが特定階層の利益と専門家の経験を地方自治に反映させる契機となる可能性がある⁽⁵⁷⁾」と述べ、農協などの組合の地方自治発展への貢献への強い期待感を示したのだった。1991年5月の改正地方自治法は、「農協の民主化の成果を認めた法律」だったのである。

5. おわりに

民主化移行期において、農協の役職員に対する地方議員兼職禁止規定はなぜ解除されるに至ったのか。本稿ではこの解除の過程を詳細に追った。そこから得られた結論は、禁止規定解除は農協と国家を一体視していた権威主義体制期の認識が後退したことにもなるものであり、その背景には農協が国家からの自律化を強めた事実があったということである。

リソースと方向性による団体分析手法にしたがうと、韓国農協は、①朴正熙政権による設立以降、農民の組織化、事業の浸透を進めて政治的、経済的リソースを拡大し、②1970年代には「大規模で非自律的な団体」としての性格をさらに強め、③民主化移行期には「大規模で自律的な団体」へと転じ、地方自治の発展への貢献が期待されるまでになった（図表6）。民主化後の団体状況に関して、「古い団体」は「権威主義体制の残滓」として否定的に捉えられることが多いが、その存在に全く意味がないと断じるのは早計である。農協の場合はむしろ政治的、経済的リソースの大きさを活かし、方向性の転換を図ることで②から③への移行を可能にした。

リソースと方向性は、互いに完全に独立な変数ではなく、農協のリソースの蓄積はかつて「御用団体」だったからこそ可能になった側面が大きい。

民主化宣言後の劇的な方向転換にも関わらず、農協のリソース規模はそれほど影響されずに維持され、むしろ拡大傾向に向かったが、これは、1990年前後の時点で農協のリソース規模がすでに一定以上の規模に達し、かつそれが農協自身のものとして定着していたことによるものだったといえる。

政治的リソースに関しては、全国規模の組織ネットワークや国家の要人との人脈などは、たとえ方向性が変化しても「形」として残るものであり、団体構成員については民主化後にむしろ増加した。財政的にも、農協の財政に占める政府補助金の割合は低下していた⁽⁵⁸⁾。経済的リソースについても、国家の後ろ盾がなくとも自立できるだけの規模にすでに達しており、企業との競争に勝つためとしてむしろ経営の自由度を増す必要性が生じていた。

民主化後の政治的対立については、与党対野党、「古い団体」対「新しい団体」というように、政党に関しても利益団体に関しても、「反民主」対「民主」の二分法的な構図で捉えられることが少なくない。しかし、本稿の考察では、こうした二分法に反する「ねじれ」の構図が浮き彫りになった。

実際には、一見「民主的」な民政党の主張の背景には「得票の論理」が強く働いており、「得票の論理」に左右されたのは民主党だけではなかった。また農協の劇的な方向転換も、農民団体としての正当性の確保と、地方政治における勢力伸張の意図を含んだものであった。

このように、農協や民政党の主張が必ずしも民主化実現への「純粋な意欲」のみに基づくものだったとはいえない点には注意が必要である。しかし、「反民主的」なはずの農協や民政党が、「民主的」な民主党よりも「民主的」な主張を行ったという事実は、民主化移行期の韓国政治を二分法で単純化する見方に再考を促すものではないだろうか。

民主化移行期においては、「古い団体」の中にも「民主的改革の担い手」として機能した団体が存在した。農協が「古い団体」の典型事例であるかどうかを判断するには、さらなる事例研究が必要である。だが、「新しい団体」の活発さに目を

奪われて見落としがちな「古い団体」の地方自治への「貢献」に光を当てることで、移行期の民主的改革を担う「古い団体」の可能性や「改革の担い手」の多様さを見出せたことが、本稿の最大の意義である。

最後に、今後の研究の展望について記す。農民運動は、民主化移行期に一時的に高揚したものの、その後の「定着期」における政治勢力化には限界をみせている。政党段階への移行はもちろん、利益団体としてもそれほど強い影響力を發揮できているとはいえない⁽⁵⁹⁾。それどころか、農協は「保守的、反民主的」とのイメージをむしろ復活させていったようにもみえる⁽⁶⁰⁾。与野党の政権交代を韓国政治史上初めて実現した金大中政権と、その流れを引き継いだ盧武鉉政権では、政権の方がむしろ革新的な性格を帯びているため、農協は政権側の改革意向に抗う「抵抗勢力」とみなされ、民主化「定着」の流れに取り残された感がある。これが見かけ上のものなのか実質的なものなのかについては、より精密な検証が必要であろう。

また、民主化定着期以降の地方自治制度も、新たな課題を抱えている。地方選挙の再開直後から、投票率は低下の一途をたどっている。また「地域主義」は、2002年の地方選挙にいたってもなお再生産されている⁽⁶¹⁾。民主化移行期において「地方自治の担い手」として期待されていた農協が、こうした事態を開拓するために何らかの役割を果たしてきたのか、また今後そのような可能性はあるのか。こうした観点からも、民主化定着期の農協研究は必要とされている。

- (1) 権威主義体制期の利益団体と国家のこのような関係は、「国家コーポラティズム (state corporatism)」(シユミッター 1984) の中でも特に「排除型(exclusionary corporatism)」(Stepan 1978: 73-113頁) として類型化されることが多い（金永来 1987: 150-176頁）。
- (2) 辻中豊・李政熙・廉載鎬 1998: 18-49頁。ただし、「古い団体」「新しい団体」という用語は筆者独自のもので、辻中の研究で用いられているものではないことを断っておく。本稿では「新しい団体」を、民主化宣言後に設立された、消費者保護、環境保全、女性の権益保護などの「新しい価値観」に基づいた団体という意味だけ

- でなく、民主化宣言後にそれまで非合法とみなされてきた活動が活発化、公式化した団体という意味でも用いる。
- (3) 「移行 (transition)」については、これを「一つの政治体制と他の政治体制との合い間 (interval)」とするシュミッターとオドンネルの定義（シュミッター／オドンネル 1986：34-36 頁）があり、韓国の民主化についてもこれに倣って用いられることが多い。1987 年の民主化宣言がその移行期の始点とされる（木宮正史 1995、崔章集 1999：120 頁）。
- (4) 辻中豊・李政熙・廉載鎬 1998：23 頁。
- (5) 肯定的な評価としては、金成国 1992、韓完相 1992 がある。また、「連続性」を指摘した研究としては、金浩鎮 1993、崔章集 1997、辻中豊・河正鳳・足立研機 2004 などがある。
- (6) たとえば、辻中豊・廉載鎬編集の論文集『世界の市民社会・利益団体研究叢書II 現代韓国の市民社会・利益団体：日韓比較による体制移行の研究』（木鐸社、2004 年）には 4 点の事例研究が収録されているが、ここで扱われているのはすべて「新しい団体」に属する団体である（趙大輝 2004、洪性満 2004、金京姫 2004、大西裕 2004）。
- (7) 中央会の歴代会長は、国家官僚、軍人、地方知事などの経験者であり、農協職員出身者は 1988 年に就任した韓灝鮮氏が初めてだった（*전지연* 2001：52 頁）。また、里洞組合の組合長も、行政職である里長や洞長が兼任するのが一般的だった（李榮吉 1993：228 頁。若畠省二 2001 b：923 頁）。
- (8) 民主化前までの農協の歴史に関しては、桜井浩 1973、山岡英也 1990、李榮吉 1993 に詳しい。農民は、農協を通じての国家に対する要求活動を一切禁じられた。その一方で、農協職員の多くは与党幹部として国政選挙の際の票集めに奔走していたという（張原碩 1988：4 頁）。唯一の合法的農民団体としての建議活動は毎年行われていたが、韓国農民の最大の関心事の 1 つである米価引上げを求める公式建議は認められなかった。
- (9) 李政熙は、権威主義体制期に「御用団体」だった韓国労働組合総連盟を取り上げた研究を行っており（李政熙 1990）、「古い官製団体」に着目する本稿の問題関心に最も近い。だが、李の研究はあくまで指導者の意向の分析にとどまっており、団体としての方向転換が外部からどう評価され、いかなる政治的意義を持ったのかという面には接近できていない。
- (10) 農産物の市場開放問題に関わった農協関係の国会議員を例にとれば、第 12 代国会から第 14 代国会にかけて少なくとも 3 名おり、ともに農林水産委の委員として、市場開放反対決議の採択や議員のジュネーブ派遣に携わっている（「13-151-2 農林水産委 (90.10.8)」議事録：18-20、28-30 頁、「14-160-3 農林水産委 (93.2.19)」議事録：1-19 頁）。辛再基議員（第 13 代国会では民政党、

第 14 代国会では民自党から当選。ともに慶尚南道昌寧郡選挙区。水産業協同組合中央会副会長出身）、沈起燮議員（第 13 代国会で民政党から当選。江原道江陵市選挙区。農協の単位組合長、農協中央会運営委員出身）、盧仁道議員（第 14 代国会で民自党から当選。全国区。農協の単位組合長、農協中央会常任理事出身）の 3 名。辛議員は農協ではなく水協の出身だが、両組合は市場開放問題に関しては密接に連携して活動していたため、ここでは「農協関係者」とみなした。

- (11) 准組合員は、農協事業の利用権を持つが、正組合員とは異なり出資をしないため農協の役員選挙や運営には参加できない。
- (12) 若畠省二 2003：423-436 頁。
- (13) ここでの判断基準は、国家と農協の方針の（不）一致をそのまま国家に対する農協の自律性の有無とみなすものではなく、国家と農民の方針が一致しない場合に、農協が農民の要望を国家に訴える側に立つか、または農民を抑制し国家方針に従うよう促す側に立つか、という行動を問うものである。
- 「自律性」に関して、国家が利益団体など国内の政治アクターの意向に対して自律的に政策を決定しているかどうかという「國家の自律性（自立性）」を問う議論もある（恒川恵市 1996：13-45 頁）。だが、農協など韓国の「古い団体」はそもそも国家の強い指導の下で設立され、国家とほぼ一体化して政策決定および遂行を担ったという背景を持っているため、国家が有力利益団体などのブルジョア階級による階級支配の道具であるか否かという点は、韓国の場合ほとんど問題にならない。
- (14) 権威主義体制期から 1990 年代前半の韓国農業については、倉持和雄 1994 を参照。
- (15) 尹天柱 1981：25-51 頁。尹は、農村住民は官権に左右されやすい傾向があり、農村が都市に比べて社会環境、個人収入、教育、技術などの水準が低いことがその背景にあるとした（尹天柱 1963：264 頁）。「農村住民」と「農民」は同一の概念ではないが、韓国の農村地域は住民の大部分が専業的な農民であるため、両者はほとんど重なる。
- (16) 若畠省二 2003：446-449 頁。
- (17) その代表格である全国農民会総連盟（全農）の前身、韓国カトリック農民会と農協との関係は権威主義体制期、相當に敵対的だった（金台鎔 1991：71 頁）。民主化後、全農の活動内容は、農協民主化や農産物の市場開放反対といった農業関連の要求だけでなく、国政選挙での与党反対運動や南北朝鮮の交流などにも及び（山岡英也 1990：41-42 頁。李政熙 1990：83-86 頁）、政策決定過程に関与するまでになった（森山茂徳 1998：244 頁）。
- (18) 山岡英也 1990：3-14 頁。
- (19) 農協中央会は、1988 年に「新農協運動」を本格的に推進する方針を打ち出し（『農協年鑑』1989 年版：

- 130 頁)、これを発展させるため 1990 年を『民主農協』元年」と位置付けて運動を継続展開した(同 1991 年版: 103 頁)。国会や政府に対する建議数は増加し、ついに米価引き上げも要求に含まれるようになった(『農民新聞』1987 年 9 月 26 日、10 月 24 日)。
- (20) 1991 年 11 月の「コメ市場開放反対の百万人署名」運動の署名者数は 1,300 万を超えた(『農協年鑑』1992 年版: 195 頁)。1993 年 2 月、民主化推進を担った代表的団体である経済正義実践市民連合主催の国産米保護のための懇談会には、農協も招かれた(同 1994 年版: 105 頁)。同年末、農協はジュネーブに職員らを派遣し、GATT 事務総長との会談やデモを行った。その様子は韓国で大きく報道され、農協の姿勢を国民に強く印象付けた(『東亜日報』1993 年 12 月 15 日)。
- (21) 『農民新聞』1990 年 1 月 1 日。
- (22) 尹天柱 1981 : 52-88 頁。
- (23) 『農民新聞』1988 年 12 月 20 日。
- (24) 1987 年の大統領選挙では農村部、都市部とも 90 % 前後ときわめて高い投票率を記録した。しかし 1991 年の地方議会議員選挙では、農村部でも都市部でも投票率は低いものにとどまった(広域自治体選挙で農村部 66.6 %、都市部 54.4 %)。(中央選挙管理委員会 HP (<http://www.nec.go.kr>) および『東亜日報』(1991 年 6 月 21 日)より筆者が算出。ここでは「都市部=首都圏(京畿道を含む)と市部」、「農村部=京畿道を除く郡部」とした)。
- (25) 農協中央会は、選挙管理の担当部署を新設して選挙の円滑な実施に努め、選挙をめぐり地域住民同士で対立することのないようにと呼び掛けている(『農民新聞』1989 年 8 月 21 日)。
- (26) 1989 年 8 月 21 日の『農民新聞』(農協の子会社「農民新聞社」が発行)の社説は、「(農協組合長選挙は)地方自治制実施にともなう地方議会選挙を前に、公明選挙の試金石となるものである。」としており、組合長選挙の実施にあたって農協が地方議会選挙を強く意識していたことを示している。
- (27) 民主化如何にかかわらず、農民団体は農産物の市場開放に反対するのでは、という指摘もある。確かに韓国農協は権威主義体制期にも国家や政府への建議項目に市場開放反対を盛り込んでいた。しかし、例えば韓国カトリック農民会などが全斗煥政権の市場開放政策に対して集会や署名活動などを通じて積極的な抗議活動を行っていたのに比べると、民主化前の農協の活動は形式的で消極的なものに留まっていた。つまり、農協の抗議活動は、その強度や積極性において、民主化前後で大きく転換したと指摘できるのである。
- (28) 若畠省二 2001 b : 922-925 頁、若畠省二 2003 : 436-437 頁。
- (29) 森山茂徳 1998 : 212 頁。
- (30) 2 点の課題に関して、たとえば台湾などは、韓国と類似した政治的経済的背景を持ちながら、権威主義体制期に曲がりなりにも地方選挙が継続されたことで、①国家とは異なる指導者層が地方社会で政治的影響力を維持し(若林正丈 1992 : 137-138 頁)、また②住民の地方自治に対する関心も高く保たれることになった。これは、台湾の体制が韓国よりも「民主的」だったことを示すものでは必ずしもなく、また台湾人の地方自治への参加は、地方有力者からの利益供与を期待した側面があり(同: 127-133 頁)、「地方自治意識が高かった」とするには一定の留保が必要である。しかし、少なくとも、地域住民にとって身近な問題の解決を地方政府に訴える、という台湾人の意識は、中央志向の極めて強い韓国人に比べれば高かったとみてよいだろう。
- (31) 『農民新聞』1991 年 3 月 18 日、同年 4 月 4 日。
- (32) 「12-133-2 内務委 (87.5.10)」議事録: 67 頁。「12-140-3 本会議 (88.3.8)」議事録: 4 頁。
- (33) このときの主要な政党は、与党の民主正義党(民政党)、野党的平和民主党(平民党)、統一民主党(民主党)、新民主共和党(共和党)である。
- (34) 第 12 代国会で無所属で当選。江原道三陟郡選挙区。忠清北道知事、慶尚南道知事、大韓石炭公社総裁を歴任した。
- (35) 「12-140-1 内務委 (88.3.7)」議事録に法案審査小委の検討結果の報告が掲載されている(2-3 頁)。この議事録には野党 3 党案そのものは掲載されていないが、政府案と金孝榮議員案には兼職禁止規定に関する提案が含まれていない(「12-140-3 本会議」議事録: 4 頁)。これから、委員会代案の兼職禁止規定は野党 3 党案が反映されたものとみることができる。
- (36) 「12-140-1 内務委」議事録: 2-3 頁、「12-140-2 法制司法委 (88.3.8)」議事録: 1-11 頁、「12-140-3 本会議」議事録: 4-14 頁。
- (37) 『農協年鑑』1992 年版: 201 頁。
- (38) 「13-145-5 内務委 (89.2.27)」議事録: 49 頁。
- (39) 修正案は、「13-145-9 本会議 (89.3.9)」議事録の付録資料として収録されている(21-26 頁)。
- (40) 「13-145-6 内務委 (89.3.8)」議事録: 3-4, 8-15 頁。
- (41) 「13-147-17 法制司法委 (89.12.19)」議事録: 22-28 頁。
- (42) 「13-147-18 本会議 (89.12.19)」議事録: 26-34 頁。
- (43) 「13-148-4 内務委 (90.3.8)」議事録: 5-17 頁。
- (44) 「13-148-5-内務委 (90.3.9)」議事録: 21-22 頁。「13-151-10 内務委 (90.12.15)」議事録: 1-107 頁、「13-151-10 法制司法委 (90.12.15)」議事録: 2-5, 94 頁、「13-151-17 本会議 (90.12.15)」議事録: 4-6 頁。
- (45) 韓国の憲法裁判所の裁判官は 9 名からなり、大統領、国会、大法院長が 3 名ずつ推薦し、大統領が任命する。
- (46) 「지방의회의원 선거법 제 28 조 등에 대한 헌법소원」

- 전원재판부 1991.3.11 90현마 28」の「判決理由」(憲法裁判所 HP (<http://www.ccourt.go.kr/>)。
- (47) このことは、「(民主主義実現のためには) 公務担任権を通して最大多数の最大政治参与、自治参与の機会を保障しなければならず、その制限はどこまでも例外的でやむを得ない場合に局限しなければならない。」「公務員の場合は地方議会議員の立候補制限や兼職禁止が必要である。」という判決文から読み取れる(前掲「判決理由」)。
- (48) 農地改良組合は、灌漑施設や排水施設の設置、区画整理事業などの農地改良事業を行う組合で、1989年の法改正で農協と同じく組合長の直接選挙制が実現している。しかし、事業内容には民法上の権限をともなうものが含まれ、他の6つの組合と比べ「準国家機関」としての性格は民主化後もきわめて強かった。そのため憲法裁判所は、農地改良組合への制限規定のみは、現時点では合憲であると判断した(前掲「判決理由」)。
- (49) 「13-154-11 本会議(1991.5.8)」議事録:6-7頁。
- (50) 「13-144-6 民主発展法律改廃特別委員会(以下「民主特委」)(88.10.4)」議事録:2-17頁、「13-144-9 民主特委(88.12.12)」議事録:7-9頁、「12-144-12 民主特委(88.12.14)」議事録:8-14頁、「13-144-17 民主特委(88.12.17)」議事録:7-22頁。
- (51) 金永来 1987:97頁。
- (52) 民主化宣言後の1987年12月の大統領選挙での農村票の流れをみると、選挙戦の当初から農村優遇政策に積極的だった金大中、金泳三、金鍾泌の各候補よりも、それより大きく出遅れた盧泰愚候補の方が多く得票した(申仁永 1988:105-112頁)。1988年および1992年の国會議員選挙の結果を回帰分析した研究では、農村票が与党に向かう傾向については有意ではないとされているものの、都市票が野党に流れる傾向は続いている(若畠省二 2004:9頁)。さらに、1995年の地方選挙でも、農村票が民自党に、都市票が民主党に流れる傾向が統計的に有意であることが指摘されており、「与村野都」が1990年代半ばまで継続していたことが確認できる(蘇淳昌 1997:231-247頁)。
- (53) 第12代国会では新民党、第13代国会では平民政から当選。全羅北道金堤郡選挙区。
- (54) 若畠省二 2004:7頁。
- (55) 国会で農協などの役職員の兼職に反対する発言を行った以下の民主党議員3名は、いずれも民自党結成に関わった。文正秀議員(第13代国会で釜山市北区甲選挙区で当選)、崔箕善議員(同、京畿道富川南選挙区)、黄秉泰議員(同、ソウル市江南甲選挙区)の3名。筆者が調査した限りでは、いずれも農協との個人的関係は確認されていない。
- (56) 少なくとも、憲法裁判所の違憲決定では「多数意見」と「少数意見」で見解が揺れているほどであり、
- 「より重視する傾向」が特にあったとは認められない。
- (57) 前掲「判決理由」。
- (58) 전지연 2001:64頁。
- (59) 森山茂徳 1998:225頁。若畠省二 2003:474頁。
- (60) 電子新聞「オーマイニュース」(<http://www.ohmynews.com/>)の2004年11月9日の記事。
- (61) 『東亜日報』2002年6月14日。

〈資料・参考文献〉

(日本語)

- 大西裕 2004「第16章 ほどほどの地方分権:韓国住民運動のラブホテル戦争」(辻中豊・廉載鎬編『世界の市民社会・利益団体研究叢書 II 現代韓国の市民社会・利益団体:日韓比較による体制移行の研究』木鐸社:391-411頁)。
- 金京姫(川村祥生・朴仁京訳) 2004「第15章 女性運動」(辻中豊・廉載鎬編、同書:371-390頁)。
- 木宮正史 1995「韓国の民主化運動——民主化への移行過程との関連を中心にして」(坂本義和編『世界政治の構造変動4 市民運動』岩波書店:183-225頁)。
- 金浩鎮(李健雨訳) 1993『韓国政治の研究』三一書房。
- 倉持和雄 1994『現代韓国農業構造の変動』御茶の水書房。
- 洪性満(李芝栄訳) 2004「第14章 政府—非政府組織(NGO)間の政策競争と合意形成過程」(辻中豊・廉載鎬編、前掲書:345-369頁)。
- 崔章集(中村福治訳) 1997『現代韓国政治の変動——近代化と民主主義の歴史的条件』木鐸社。
- 崔章集(中村福治訳) 1999『韓国現代政治の条件』法政大学出版局。
- 桜井浩 1973「第9章 韓国における農業協同組合の形成過程」(滝川勉・齐藤仁編『アジアの農業協同組合』アジア経済研究所:313-360頁)。
- シュミッター、フィリップ、C(辻中豊訳) 1984「第一章 いまもなおコーポラティズムの世紀なのか?」(シュミッター/レームブルップ編(山口定監訳)『現代コーポラティズム(I) 団体統合主義の政治とその理論』木鐸社:23-100頁)。
- シュミッター、フィリップ、オドンネル、ギジェルモ(井戸正伸、真柄秀子訳) 1986『民主化の比較政治学』未来社。
- 申仁永 1988『韓国大統領選挙と経済公約』(『経済評論』第37巻第2号、日本評論社:105-112頁)。
- 蘇淳昌 1997『韓国地方選の地域主義と政党支持』(日本選挙学会『選挙研究:日本選挙学会年報』第12巻、北樹出版:231-247頁)。
- 趙大燁(朴仁京訳) 2004「第13章 市民運動と市民団体の理念・組織・行為様式」(辻中豊・廉載鎬編、前掲書:321-345頁)。
- 辻中豊・河正鳳・足立研機 2004「第6章 政治空間:國

- 体に対する政治活動規制の日韓比較」(辻中豊・廉載鎬編、同書:163-182頁)。
- 辻中豊・李政熙・廉載鎬 1998 「日韓利益団体の比較分析——一九八七年民主化以後の韓国団体状況と政治体制」(猪口孝・大嶽秀夫・村松岐夫編 1998『リヴァイアサン』第23号、木鐸社:18-49頁)。
- 恒川恵市 1996『現代政治学叢書16 企業と国家』東京大学出版会。
- 森山茂徳 1998『韓国現代政治』東京大学出版会。
- 山岡英也 1990『韓国農協制度の民主的改革』農林中金研究センター。
- 李榮吉 1993『韓国における農協組織の発展過程——1961~1991年』(北海道大学農学部『北海道大学農経論叢 第49集』札幌:221-242頁)。
- 若畠省二 2001a「権威主義体制下韓国における農業政策と農村社会(一)——朴正熙政権期を中心に」(国家学会『国家学会雑誌』第114巻第1・2号、国家学会事務所:44-96頁)。
- 2001b「——(二)」(同誌第114巻第11・12号:870-932頁)。
- 2003「——(三)」(同誌第116巻第5・6号:420-483頁)。
- 2004「韓国国会選挙の巨視的分析——「地域主義」をどう見るか」(信州大学法学部論集)第3号、信州大学経済学部:1-24頁)。
- 若林正丈 1992『東アジアの国家と社会 2 台湾——分裂国家と民主化』東京大学出版会。
- 172頁)。
- 金永来 1987『韓國의 利益集團——國家組合主義的 視角을 중심으로』大旺社。
- 金台鑑 1991『韓國의 農民運動과 國家 1964—1990』高麗大学大学院政治外交学科博士学位論文。
- 尹天柱 1963『韓國政治體系(増補)』 서울大学出版部。
- 尹天柱 1981『우리나라의 選舉實態』 서울大学出版部。
- 李政熙 1990『韓國主要利益集團의 政治理念』(『韓国政治学会報』第24巻第2号、韓国政治学会:73-95頁)。
- 張原碩 1988『協同組合基本法制定의 論理——各種協同組合法의 一元化方案』(『協同組合研究』第6巻第1号、韓国協同組合学会:1-20頁)。
- 전지연 2001『한국 農협의 구조와 기능——국가, 농민, 農협의 삼각관계를 중심으로』 延世大学校大学院社会学科硕士学位論文。
- 韓國農業協同組合中央会『農協年鑑』1961-2000年版。
- 韓國農業協同組合中央会『農協五年史』1966年。
- 韓國農業協同組合中央会パンフレット 2003『韓國의 農協』。
- 韓完相 1992『基調発表1 한국에서 시민사회, 국가 그리고 계급——과연 시민운동은 개량주의적 선택인가』(韓国社会学会・韓国政治学会編、前掲書:9-25頁)。

(英語)

Stepan, Alfred 1978: *The state and society : Peru in comparative perspective*, Princeton University Press (Princeton).

※国会議事録は、本文中で「第12代国会第133回第2次内務委員会(1987年5月10日)」を「12-133-2内務委(87.5.10)」のように表記した。

※ホームページ(HP)の最終閲覧日はいずれも2005年12月9日。

(韓国語)

金成国 1992『한국자본주의 발전과 시민사회와 성격——1960년대 이후를 중심으로』(韓国社会学会・韓国政治学会編『한국의 국가와 시민사회 한국사회학회·한국정치학회 공동학술발표회 연구논문집』 한울:149-